



令和3年4月27日

市政記者 各位

福岡市経済観光文化局創業支援課

## 全国初！「学生起業スタートアップビザ」を認定！ ～留学生が帰国することなくスムーズに起業できる仕組みを 福岡市が提案～

平成31年2月の国家戦略特別区域会議で福岡市が提案し、令和2年3月に実現した在学中でも起業ができる「学生起業スタートアップビザ」について、4月22日に、全国初の認定をしましたので、お知らせいたします。

これまでは、留学生が在学中に起業する場合、一度帰国する必要がある等ハードルが高かったところ、本制度により、一時帰国せずに在学中でもスタートアップビザに切り替えることが可能となっています。コロナ下で日本からの帰国及び日本への入国が制限されている状況においても、留学生が起業にチャレンジしやすくする制度です。

### 【対象者情報】 ※取材希望の方は下記問い合わせ先にご連絡ください

- ・氏名：LEUNG YUI TIN (リョウ ヨウ テン)
- ・国籍：イギリス
- ・在籍校：元気日本語文化学校 福岡校 (博多区博多駅東1-16-23)
- ・事業内容：言語学習のプラットフォーム開発

### 【リョウさんのコメント】

起業しやすい環境であることや、若い人が集まり、成長している都市であることに魅力を感じ、来福しました。

コロナ下でも、起業するには一度帰国しなければならないと悩んでいましたが、学生起業スタートアップビザの制度の認定を受けたので、安心して、通学しながら起業の準備を進めていくことができます。

私のビジネスで、コロナ下でも懸命に語学を学ぼうとする留学生をサポートしていきたいと考えています。

※学生起業スタートアップビザについては別紙参照

### 【お問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局創業支援課 田中  
TEL: 092-711-4342(内線 2526)  
FAX: 092-733-5748



留学生が在学中にスタートアップビザを活用して起業する場合、これまでは、一度帰国する必要があった…



令和2年3月

福岡市提案により、「在学中」にスタートアップビザへ切り替えることが可能に！  
留学生が、日本人と同等に学生起業できる環境を実現！

## イメージ図



福岡市提案  
実現後

## スムーズ・スピーディに事業活動をスタート！



## 【参考】スタートアップビザとは

- 外国人が日本で事業の経営を行うには在留資格「経営・管理」が必要
- しかし、その要件は事務所の開設に加え、常勤2名以上の雇用又は、資本金の額もしくは出資の総額が500万円以上等ハードルが高い…



スタートアップビザでは、その要件を整えるための期間として、  
最長1年間が特例的に認められる！

## イメージ図

